

審査請求の流れ

審査請求（代理）人

処分庁（市町村）

【処分受領】

通知

【行政処分】

- ・介護保険料賦課
- ・要介護認定 等

処分にに関する疑義の説明等

処分に不服がある

【審査請求書の提出】

※処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内

介護保険審査会

【審査請求書の受付】 ①

- ・審査請求書の確認
- ・適法要件の審査

【補正書の提出】

【補正命令】 ①

【弁明書の提出要求】 ②

【弁明書作成・提出】 ③

【反論書の提出】 ⑤

（任意）

【弁明書副本の送付】 ④

【再反論書の提出】

（任意）

【反論書の受理】

【再弁明書の作成・提出】

（任意）

審査請求人

【調査】

専門調査員による調査

認定調査員／認定審査会 等

主治医 等

【裁決書の受理】 ⑦

【裁決】

（認 容／棄 却／却 下） ⑥

【裁決書の受理】 ⑦

裁決に不服がある

【取消訴訟】

裁判所

① 熊本県介護保険審査会（以下「県審査会」といいます。）は、提出された審査請求書の確認、適法要件の審査を行います。記載事項に不備等がある場合、補正命令等を行います。

② 県審査会は、処分庁（市町村）に対し、審査請求があった旨を通知するとともに、弁明書の提出を求めます。

③ 処分庁から県審査会に「弁明書」（正副2通）が提出されます。

④ 県審査会から審査請求（代理）人に対し、③の「弁明書」（副本）を送付します。

⑤ 審査請求（代理）人は処分庁の弁明内容に反論があるときは、「反論書」（正副2通）を県審査会に提出することができます。（任意）また、反論書に対して処分庁から「再弁明書」の提出があった場合は、必要に応じてさらに「再反論書」を提出することができます。

⑥ 県審査会は、審査請求書や弁明書、反論書、必要に応じて行う専門調査員による調査等をもとに、審理を行ったうえで裁決を行い、その内容を記載した「裁決書」を作成します。

⑦ 裁決書を審査請求人（又は代理人）及び処分庁に送付し、審査手続は終了します。

なお、裁決で認容（処分庁が行った処分が取り消される）となった場合は、処分庁は、裁決書に従い改めて処分を行います。